

令和7年第1回定例会

条例の一部改正等に伴う新旧対照表

目 録

1	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表（公布日施行）	1
2	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表 （令和7年4月1日施行）	3
3	久喜宮代衛生組合一般職職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表 （公布日施行）	9
4	久喜宮代衛生組合一般職職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表 （令和7年4月1日施行）	10

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号）の一部改正に伴う新旧対照表
（公布日施行）

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（期末手当） 第23条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 [略]</p> <p>（勤勉手当） 第24条 [略] 2 [略] 3 前項の規定により職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死</p>	<p>（期末手当） 第23条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 [略]</p> <p>（勤勉手当） 第24条 [略] 2 [略] 3 前項の規定により職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死</p>

亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

4～6 [略]

別表 [略]

亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

4～6 [略]

別表 [略]

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（平成2年久喜宮代衛生組合条例第4号）の一部改正に伴う新旧対照表
 （令和7年4月1日施行）

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（扶養手当） 第9条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額を、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの</u> <u>にあつては、3,500円）</u></p>	<p>（扶養手当） 第9条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額を、<u>前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）</u> <u>については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「行7級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につ</u></p>

- _____とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各号に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、衛生組合規則で定める。

第10条 削除

- _____とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間_____（以下「特定期間」という。）_____にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属す

る月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後されたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行7級職員が行7級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員以外のものが行7級職員とな

(地域手当)

第11条 [略]

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3・4 [略]

(期末手当)

第23条 [略]

った場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第11条 [略]

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3・4 [略]

(期末手当)

第23条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第24条 [略]

2 [略]

3 前項の規定により職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105 を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 を乗じて得た額の総額

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第24条 [略]

2 [略]

3 前項の規定により職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5 を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25 を乗じて得た額の総額

4～6 [略]

別表 [略]

4～6 [略]

別表 [略]

久喜宮代衛生組合一般職職員の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年久喜宮代衛生組合条例第6号）の一部改正に伴う新旧対照表
 （公布日施行）

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）																								
<p>（特定任期付職員の給料表等） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="253 632 1093 890"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>392,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>555,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>634,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	<p>（特定任期付職員の給料表等） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1146 632 1995 890"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>427,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>539,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>615,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	380,000円	2	427,000円	3	477,000円	4	539,000円	5	615,000円
号給	給料月額（円）																								
1	392,000																								
2	440,000																								
3	492,000																								
4	555,000																								
5	634,000																								
号給	給料月額																								
1	380,000円																								
2	427,000円																								
3	477,000円																								
4	539,000円																								
5	615,000円																								

久喜宮代衛生組合一般職職員の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年久喜宮代衛生組合条例第6号）の一部改正に伴う新旧対照表
 （令和7年4月1日施行）

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>（特定任期付職員の給料表等） 第7条 [略] 2・3 [略]</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定_____は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>（特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等） 第9条 特定任期付職員には、給与条例第3条、第4条、第7条から第9条、第12条、第15条、第17条第2項及び第18条の規定は、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」を「100分の95」とする。</p>	<p>（特定任期付職員の給料表等） 第7条 [略] 2・3 [略] 4 任命権者は、<u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員については、衛生組合規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>5 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による<u>特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>（特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等） 第9条 特定任期付職員には、給与条例第3条、第4条、第7条から第10条、第12条、第15条、第17条第2項、第18条及び第24条の規定は、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条第5項の規定の適用については、給与条例第23条第5項中「別表行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき衛生組合規則で定めるもの」とあるのは「久喜宮代衛生組</p>

3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第3項の規定の適用については、同項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

4 任期付短時間勤務職員には、給与条例第9条_____及び第12条の規定は、適用しない。

5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項及び第25条の2の規定の適用については、給与条例第15条第2項及び第25条の2中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年久喜宮代衛生組合条例第6号)第7条第1項に規定する特定任期付職員」とする。

3 任期付短時間勤務職員には、給与条例第9条、第10条及び第12条の規定は、適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項及び第25条の2の規定の適用については、給与条例第15条第2項及び第25条の2中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。